

第1回検討会における主な意見

平成28年2月16日
消費者庁食品表示企画課

検討事項に関する主な意見

1. 検討事項全般

- ・制度施行から間もない中で、どんどん制度を広げていくと国民の不信も増す危険性もあることに配慮して検討すべき。

2. 栄養成分の取扱い

- ・栄養成分は種類が多い。全てをまとめて取り上げるのではなく、成分ごとに検討する視点も必要。
- ・栄養機能食品との関係を踏まえた検討が必要。
- ・過剰摂取リスクに対し、消費者は無防備なのではないか。
- ・絶対的な安全性ではなく、知恵や方法論で対応していくという視点が必要。
- ・安全性の担保が重要。
- ・栄養機能と3次機能の違いを一般消費者が理解できるか疑問。

3. 機能性関与成分が明確でないもの

- ・機能性関与成分の対象範囲を広く取るというのは、積み残された課題であり、検討すべき事項。
- ・制度の信頼性が醸成されていない中で機能性関与成分が明確でないものを対象とする必要があるのか。
- ・機能性関与成分が明確でないものを対象とする場合には、機能性及び安全性のエビデンスをどのように評価していくかが問題。
- ・品質確保のための工程管理が重要。

制度の運用に関する主な意見①

1. 安全性・機能性の科学的根拠等

- ・医薬品と食品に求められるエビデンスには差があることを踏まえた議論が必要。
- ・品質確保のための工程管理に使用する成分と、機能性の活性がある成分は別。
- ・安全性に関し、特定保健用食品の審査において評価できないとされた品目と同様の関与成分を含む食品について、機能性表示食品として届出が行われているのは問題ではないか。
- ・販売期間が短いサプリメントが、食経験ありとして届出されている。ガイドラインを見直す機会があってしかるべき。
- ・サプリメント形状のものは、健康被害を防ぐため、特に安全性の確保が重要。
- ・生鮮食品からサプリメントまで一律のルールとしている点を見直すべきではないか。

2. 情報公開・事後監視

- ・一般向け公開情報について、消費者の合理的選択に資する観点から、改善を図るべき。
- ・第三者による監視機能の充実のため、機能性関与成分の分析方法を公開情報とすべき。
- ・事後的な監視機能の充実が必要。
- ・エビデンスに問題があるときに、是正するための仕組みが備わっていないのではないか。
- ・監視体制が整っていることを示すことが、制度の信頼性の醸成につながる。

制度の運用に関する主な意見②

3. 関係者への普及啓発

○消費者向け

- ・消費者が自ら利用できるよう、消費者への正しい理解の啓発を図るべき。
- ・錠剤やカプセルなどの形態についての正しい理解の醸成が必要。
- ・機能性表示食品、特定保健用食品、栄養機能食品の制度内容の違い等についての普及啓発を図っていくことが必要。

○事業者向け

- ・生鮮食品の届出を充実させていくための取組が必要。
- ・中小企業等が制度を利用しやすくするよう、制度の運用を図っていくべき。
- ・消費者教育だけでなく、事業者教育も必要。

(参考)機能性表示食品制度の適切な運用に向けた主な取組

届出

- 「機能性表示食品の届出書作成に当たっての留意事項について（平成27年6月2日）」発出
- 「機能性表示食品の届出書作成に当たっての確認事項について（平成27年9月30日）」発出

普及啓発

- 「機能性表示食品の広告等に関する主な留意点(平成27年6月19日)」発出
- 「生鮮の機能性表示食品の広告等に関するQ&A(平成27年11月24日)」発出
- 「バランスのとれた食生活の普及啓発パンフレット(平成27年11月24日)」発出

調査事業の実施

①機能性表示食品制度における機能性に関する科学的根拠の検証一届け出られた研究レビューの検証事業

消費者の自主的かつ合理的な商品選択に資するためには、科学的根拠として十分な研究レビューが行われる必要がある。

開示された研究レビューを検証し、本制度をより適正に運用していくための課題を抽出し、研究レビューの質を高める方策等の検討を行う。(平成28年3月取りまとめ予定)

②機能性表示食品制度に対する消費者意向等に関する調査事業

消費者が、機能性表示食品の商品に表示された機能性表示及び公開情報を見て、必要な商品を選択するための正しい情報として提示され、消費者が誤認することなく、示されているか等についての検証する必要がある。

機能性表示食品制度が国民にとって分かりやすく、利用しやすい制度とするための検討に必要な基礎資料を得ることを目的に、消費者意向調査を行う。(平成28年3月取りまとめ予定)

(平成28年度実施予定事業)

③食品表示に関する違反事件調査等：健康食品のエビデンスに係るセカンドオピニオン事業

いわゆる健康食品及び保健機能食品の表示に係る疑義について複数の専門家による科学的根拠の文献査読・検証等を行う体制を構築し、科学的な根拠に基づく事件の措置方針の迅速な決定等に取り組む。